

平成 26 年 5 月 27 日

各 位

会 社 名 株式会社 SANKYO
代 表 者 名 代表取締役 筒 井 公 久
社 長
(コード番号 6417 東証第 1 部)
取 締 役
問 合 せ 先 専務執行役員 石 原 明 彦
管理本部長
(TEL. 03-5778-7777)

役員退職慰労金制度の廃止及び 株式報酬型ストック・オプションの導入に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 5 月 27 日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、役員退職慰労金制度を廃止することを決議し、あわせて、会社法第 361 条の規定に基づき、当社の取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及びその内容に関する議案を、平成 26 年 6 月 27 日開催予定の第 49 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 目的

役員の報酬体系の見直しの一環として、在任期間による後払い要素の強い役員退職慰労金制度を廃止し、取締役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することにより、当社の中長期的な業績向上と企業価値向上に対する貢献意欲や士気を高め、より一層株主の皆様の利益を重視した業務展開を図ることを目的として、取締役に対して株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）を新たに導入するものです。

II. 内容

1. 役員退職慰労金制度の廃止

現行の役員退職慰労金制度を、平成 26 年 6 月 27 日開催予定の第 49 回定時株主総会終結時をもって廃止し、当該定時株主総会において在任中の取締役及び監査役に対し、本制度廃止日までの在任期間に対応する退職慰労金を打ち切り支給することとし、またその贈呈の時期については各役員の退任時に支払うこととする旨の議案を当該株主総会に諮ることといたします。

2. 株式報酬型ストック・オプションの導入

今回の報酬体系変更の目的を実現するため、取締役報酬と当社の業績及び株主価値との連動性がより高まるよう、当社の取締役に対して株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）を導入することといたしました。当社の取締役の報酬は、平成 18 年 6 月 29 日開催の第 41 回定時株主総会において、年額 800,000 千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とする旨ご承認をいただいで

おりますが、当該金銭報酬枠とは別枠にて、年額 200,000 千円以内の範囲で株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を付与することにつき、ご承認をお願いするものです。

なお、本新株予約権の内容は、以下のとおりです。

(1) 新株予約権の総数

各事業年度に係る定時株主総会の日から 1 年以内に割当てする新株予約権の数は 1,000 個を上限とする。

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は新株予約権 1 個当たり 100 株とする。

ただし、本議案の決議の日（以下「決議日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整する。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

また、上記の他、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。

なお、上記の調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

(3) 新株予約権の払込金額

新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日において、ブラック・ショールズモデルにより算出した 1 株当たりのストック・オプションの公正な評価単価に、付与株式数を乗じた金額とする。

なお、新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権をもって相殺するものとし、金銭の払込みを要しないものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権 1 個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金 1 円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から 50 年を経過する日までの範囲内で、取締役会が決定する期間とする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

(7) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、上記(5)の期間内において、当社及び当社の関係会社の取締役、監査役及び執行役員の地位を喪失した日の翌日から 10 日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使できるものとする。

② その他の新株予約権の行使の条件は、取締役会決議により決定する。

(8) その他の新株予約権の募集事項

その他の新株予約権の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

Ⅲ. 業績に与える影響

平成 27 年 3 月期における損益影響及び業績予想につきましては、必要に応じ、速やかに開示いたします。

(ご参考)

当社の執行役員及び当社の子会社の取締役に対しても、株式報酬型ストック・オプションとして上記と同内容の新株予約権を、取締役会の決議により割り当てる予定であります。

以 上